

No	資料名		頁・行等詳細	仕様書の該当記載内容	分類 (意見/ 質問)	意見/質問内容	意見/質問の理由	回答
1	本体	業務説明資料	全体	-	意見	本システムの調達提案において、開発方式（パッケージ適用、スクラッチ開発、既存システム活用等）は提案事業者に委ねる旨を仕様書に記載いただけないでしょうか。	貴市要件に最適な開発方式を提案するため。	頂いたご意見を踏まえ、検討します。
2	本体	業務説明資料	P.2 第1 基本事項 6 支払条件・契約スキーム	「受託者は、次の条件を満たす契約スキームを提案すること。」	意見	支払いはシステム稼働から120月後までの間に毎月均等払いとなりますが、契約形態として提案者が指定するリース会社を含めた三者契約とするのも可能であることをご考慮いただきたいです。	第三者賃貸方式を考慮するため	頂いたご意見を踏まえ、検討します。
3	本体	業務説明資料	P.2 第1 基本事項 7 主な関係者	「設計・構築に関して、関連する内容については委託者（関係部署を含む）及び下記事業者と協議し、合意を得ること。」	質問	関連する内容の受託者との個別協議の他に、全事業者による会議体などはお考えでしょうか。もしお考えの場合は開催時期と開催回数とをシステム稼働前と稼働後のそれぞれでお示しください。	見積、及び工数に影響があるため	全事業者の参加を必要とする会議体については、システム稼働前・稼働後ともに月次での開催を検討しています。
4	本体	業務説明資料	P5 本業務システムと関連するシステムの概要	本システムでは資産情報を統合型GISに対し、予め定義されたAPIにより連携する。	意見	定義されたAPI仕様を開示願います。	対応内容を事前に確認するため。	統合型GISのAPI機能として検索・情報取得・データ登録・データ更新・データ削除が用意されています。API機能の詳細については契約決定後、統合型GIS提供事業者と本件業務受託者間でのNDA締結後に開示します。
5	本体	業務説明資料	P7 6 横浜市におけるデジタル化方針 (3)データ利活用の推進	「資産管理システム」においては、本業務システムの資産情報登録に基づき、ベースレジストリとしての資産管理及びGIS等の他システムとの連携を想定している。このため、関連する3システムとの連携設計については、特に留意すること。	意見	ベースレジストリに関して現時点では具体的な方針は未定であるが、データ利活用について対応が必要である認識はあり、今後対応検討予定です。保守内での対応ではなく、別途契約となる可能性もございます。	ベースレジストリ対応に関する認識齟齬を防ぐため。	ベースレジストリに関しての今後の具体的な方針策定に備え、現時点ではシステム連携の拡張性を必須の機能として求めています。具体的な対応については、将来的な方針策定後の調整になります。
6	本体	業務説明資料	P8 6 作業スケジュール (1)構築スケジュール	・令和5年8月～令和5年10月：受入テスト	意見	受入テスト期間が令和5年8月～令和5年10月となっているが、関連する予算執行の受入テスト期間が令和5年12月～令和6年2月になっている。本システムは、予算執行システムと連携が多いため、受入テスト時期を予算執行システムに合わせた方がよいと考える。	受入テストでシステム間連携を考慮した検証を実施する必要があるため。	具体的なスケジュールについては、契約後に調整します。
7	本体	業務説明資料	P9 第3システム化要件 (2)他システム連携	上記のほか、インターネット上の環境やSaaS環境とのデータ連携はYCAN及び神奈川県セキュリティクラウド（以下、「KSC」という）を経由した接続となり、原則としてHTTPS通信にプロトコルが限定される。	意見	IaaS環境に構築する本業務システムとSaaS環境等との連携には、IaaS環境上の他システムと共通した中継機能を持つサーバー等を貴市にて構築いただきたいと考えております。	各システムで中継機能を持つと、同じ機能に対して重複した構築費用が掛かってしまうため。	本市でEAIアプリケーションサーバを別途構築しますので、SaaS環境との連携にご利用いただけます。EAIアプリケーションは今後選定するため、仕様は現時点で決定していません。
8	本体	業務説明資料	P11 第3システム化要件 1 機能要件 (3) その他の機能要件 ウ業務効率化に資する機能の実装	【例示】 「対応履歴のスマホ・タブレット等による現地入力」	質問	資産管理・活用・機能要件一覧には、現地端末（スマホ・タブレット）について記載がありませんが、本システムは、庁内利用だけでなく、現地での業務利用を想定すべきでしょうか。	構築システムの範囲、機能等見積及び工数に影響があるため	現地での業務利用を可能とする機能は必須ではなく、「業務効率化に資する機能」として提案を求める際の例示の一つとして記載しています。
9	本体	業務説明資料	P12 3 システム環境要件(3)サーバ環境 ア 本市が提供する環境上への構築	システム構築用のIaaS環境を用いる場合、環境の提供は最短で令和5年1月となる想定である。また、本番環境用のIaaS環境は令和5年7月の提供を予定している。	意見	結合テスト以降で利用する本番環境や研修環境を構築し、性能テスト等を行うため、IaaS環境はいずれの環境も令和5年1月にご提供いただく必要があります。	構築スケジュールを検討するため。	システム構築用のIaaS環境は、令和5年1月から提供します。本番環境用のIaaS環境の提供及び提供条件については、契約後に提示します。
10	本体	業務説明資料	P12 3 システム環境要件(3)サーバ環境 ア 本市が提供する環境上への構築	II：構築期間以外 YCANとの接続または業務データの移行開始時点以降はYCANを経由した保守運用回線であるKSC VPNでの接続とし、それ以外の接続は原則として認めない。構築及び運用に際し、上記回線では業務が実施できない場合に限り、本市と協議の上で別の接続方法を検討する。	意見	KSC VPN接続の詳細について教えてください。また、KSC VPN接続に係る本業務受託者で実施が必要な作業があればご教示ください。	システム構築業者側で個別準備が必要か確認したいため。	KSCVPNはインターネットVPNです。使用に伴う接続元インターネット接続環境及び端末（設定を含む）は受託者にて実施してください。
11	本体	業務説明資料	P17 6 データ移行 (1) 移行の前提条件	ア移行対象 イ移行データの提供方法	意見	移行するデータの範囲を明確にするため、対象となるシステムから提供されるファイルの構造（テーブル名、フィールド名データ型）等のご提示をお願い致します。	データ構築の範囲、見積、及び工数に影響があるため	契約後に提示します。

No	資料名		頁・行等詳細	仕様書の該当記載内容	分類 (意見/ 質問)	意見/質問内容	意見/質問の理由	回答
12	本体	業務説明資料	P.20 第4 業務要件 10 システムの提供	「履行期間完了後、本業務システムの利用・維持・追加開発・システム更新を行うために必要な権利を、本市に無償譲渡するなど、引き続き本市が本業務システムを利用することが可能な状態とすること。」	意見	提案するシステムにおいてパッケージソフトを含む場合は権利の譲渡ができないため、対象外としていただきたいです。 また、提案するサービスが、貴市が用意する環境以外の提案者が用意する環境である場合、履行期間完了日以降の使用に際して利用料が発生することをご了承いただきたいです。	パッケージソフトに係る部分の権利譲渡ができないため	履行期間完了後、本業務システムを利用することが可能な状態であれば、権利の譲渡は必須ではありません。 履行期間完了日以降に引き続き本市が本業務システムを利用する場合、必要となる経費については、協議の上決定します。
13	別紙2	システム機能要件一覧	サイクル	各機能のサイクル	意見	日次、月次、年次の更新については夜間のバッチ処理での対応をご考慮いただきたいです。	開庁時間中のシステム利用への影響が考えられるため	要求機能が満たされていれば問題ありません。
14	別紙2	システム機能要件一覧	No01-01 No01-02 No01-05 No01-17 No02-14 No02-15 No02-16	「予算執行システムより～ファイル連携により取り込む仕組みを有すること」	質問	予算執行システムからデータ連携に関しては、業務説明資料等に、「本業務により実施する要件定義等の中で決定する」と記載がありますが、提供されるデータ項目（必須項目等）の想定等があればお示し頂くことは可能でしょうか。	連携する内容によって、見積、及び工数に影響があるため	「資産番号、名称、主管所属、セグメント情報（会計、組織、施設（口座））、本勘定科目、耐用年数、備考など」を想定しています。
15	別紙2	システム機能要件一覧	資産管理・活用 05保全・更新費集計 05-07 保全費推計（年度別推移）	◆LCC（Life Cycle Costライフサイクルコスト）の算出結果を基に、保全費の将来推計（年度別推移）シミュレーション及び中長期計画保全計画の作成や、コスト圧縮シミュレーションができること。	質問	コスト圧縮シミュレーションのシュミレーション単位（棟毎、施設毎、課毎、局毎など）について、現時点での考えはあるか。	シュミレーションの単位によって、業務構造が変わる可能性があり、導入費に影響するため。	棟毎かつ施設毎を想定しています。
16	別紙2	システム機能要件一覧	資産管理・活用 07他システムと連携等 07-07 職員認証システム	現システムにおける連携方式は「連携基盤（EAI）バッチ連携」によるKSCを経由したHTTPS通信となる。	質問	業務説明資料等より、現システム、職員認証システムともに貴市内部ネットワークセグメントに存在するものと考えます。その場合、現システムにおける連携はKSCを経由した通信となるのでしょうか。 KSCを経由した通信となる場合、現在の連携方式の詳細をご教示ください。	貴市内部ネットワークセグメント内であれば、KSCを経由しない通信（例：FTP）であるものと考えられるため。	現時点でKSCを経由したEAI連携は実施していないため詳細情報の準備はありません。 本市内部セグメント内（IaaS環境を含む）である場合、KSCを経由せず内部通信のみとなるためHTTPS以外のプロトコルが使用できます。一方、インターネット上の環境（SaaSや独自に用意するIaaS環境等）を使用する場合はKSCを経由するためHTTPS通信に限られます。
17	別紙2	システム機能要件一覧	資産管理・活用 09共通 09-13 職員認証	◆システムログイン時にIDとパスワードを用いた認証を実施すること。 認証レポジトリは別途本市にて用意するLDAPサーバを用いること。	質問	LDAP連携の方式に関する資料があればご提示いただけますでしょうか。	対応方針を事前に確認するため。	現時点での資料はありません。 ユーザー認証用レポジトリとして本市でLDAPサーバを用意します。 標準的なLDAPプロトコルでの認証となるため特別な設定は不要と考えていますが、接続仕様や参照先ディレクトリ等は今後設計を実施するため未定です。
18	別紙3	システム非機能要件一覧	項番44	「運用保守時、横浜市運用担当職員からの問い合わせ専用窓口を設けること。」	質問	「横浜市運用担当職員」とは本システムの利用者として見込まれる6,000名と同数と考えてよろしいでしょうか。 その場合、問合せ専用窓口は障害発生時等の緊急時の電話対応を除き、平日でのメールや受付フォームによる一次受付でもよろしいでしょうか。	見積、及び工数に影響があるため	本業務システムの運用を担当する所管課の職員2～3名を想定しています。
19	別紙3	システム非機能要件一覧	項番50	「パッケージ標準機能部分の法改正や不具合修正対応などのパッチ適用を実施できる構成とすること」	質問	法改正や不具合修正対応に当たっては受託者によるプログラム更新も見込まれるため、パッチ適用に依らない対応も考慮してよいでしょうか。	パッチ適用による実施に限定する意図を把握するため	法改正等の全国一律で修正が必要な内容について、改修に係る工数を最低限とするための指定です。ただし、システムの要件により、パッチ適用としない場合は、協議により実施方法を決定します。
20	別紙7	(参考) 委託契約約款	P10 第46条 契約不適合責任期間	委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合期間の内に請求等をしたものとみなす。	意見	契約不適合責任期間について、民法改正前の「引渡しの日から1年」に対して「知った時から1年」と契約条件の前提が変更され、組織体制や費用面及び影響が大きくなるため、「受託者は本業務について引き渡しを行った日を起算日として1年間、本業務の遂行により生じた成果物等に対する契約不適合責任を負うこととする。」という内容に変更をご検討願います。	貴市とのご契約案件については、従来より「引渡しの日から1年」を前提としたご契約条件で推進しております。なお、本項目を仕様書へ追記については、以下の約款条文の記載箇所によります。 抜粋) 各契約約款における契約不適合責任期間の条項2項 前項の規定にかかわらず、委託者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。 (ご参考情報) ・IPA経済産業省所管の政策実施機関 https://www.ipa.go.jp/ikc/reports/20191224.html 改正民法に対応した「情報システム・モデル取引・契約書」において、契約不適合に関する権利行使の期間制限は、検収完了時という客観的な起算点が維持されております。 ・国土交通省 https://ww.mlit.go.jp/report/press/totikensangyol3_hh_000663.html 改正民法への対応等のため、中央建設業審議会で建設工事標準請負契約約款の改正が決定され、その実施が勧告されております。その中で、契約不適合責任の担保責任については引渡しから2年とし、設備機器等コンピューター機器等含むについてはその性質から1年とされております。 ・一般社団法人電子情報技術産業協会 https://home.jeita.or.jp/press_file/20180522145857_vEeYg2SkQP.pdf 「改正民法施行後の契約における売買・請負の担保責任のあり方について」として、現行の取引慣行が引き続き維持されるべきものとの意見を表明しています。	契約時の調整事項とします。